

類型	分類	質問内容	回答内容
3類型	交付申請・交付決定	交付決定は早くても5月、ですと契約は最も早くても5月というところでよろしかったでしょうか。	申請の状況によりますが、「交付決定後」に契約のため、早くとも5月になるかと存じます。
3類型	交付申請・交付決定	令和6年度は、事業者の選定について、原則相見積もりかつ最低価格の事業者ということでしたが、事業者選定について、公募型プロポーザルや総合評価落札方式は取れないのでしょうか。	原則はご認識の通りですが、プロポーザル、あるいは理由書の提出による1社契約も認められる計画です。詳細は、採択事業者様向けの説明会にてご案内いたします。
3類型	その他	公募要領や様式の改訂のたびに、そのポイントの連絡が欲しい。	マイページにて個別にご案内いたします。
3類型	その他	今回の説明会以降に質問したい内容が発生した場合は、どこか相談は可能なのでしょうか。	事業HPのメールアドレスまたはコールセンターへお問い合わせください。
3類型	手続き関係	申請にあたり、積算根拠となる見積書等の添付は必要でしょうか。	応募時に細かい積算は必要ございませんが、交付申請時に必要となりますのでその際をお願いいたします。
3類型	補助金支払い	実証事業終了後の国交省様からの支払いの流れについて質問です。国交省様からはコンソーシアムの代表組織に支払われ、そこから他の構成組織に分配する流れになる理解です。これについて、①代表組織と、最初に国交省様から支払いを受ける口座を持つ組織は別でよいのでしょうか？②また、口座を持つ組織は、自治体でもよいのでしょうか。	①基本的にコンソーシアムの口座、または代表組織の口座を指定いただけます。 ②自治体でも構いません
3類型	補助対象経費	事業報告書の提出期日が2月27日とのことですが、当該補助事業を3月末（年度末）まで実施することはNGという認識でよろしいでしょうか。	事業自体は3月末まででも問題ございません。ただし、補助対象は令和8年2月27日（金）までとなります。
3類型	補助対象経費	人件費について、新たな雇用ではなく既に在籍している社員の人件費については補助の対象となりますでしょうか。また対象となる場合、その証拠はどのようにものになりますでしょうか。	各事業に関係する人件費であれば対象となります。証拠については採択者向け説明会にてご説明いたします。
3類型	補助対象経費	精算払いの際に添付が必要な書類は委託先などの請求書のみでよろしいでしょうか。領収書の添付も必要でしょうか。	請求書も領収書も必要です。どのような提出方法になるかは採択後説明会にてご説明いたします。
3類型	補助対象経費	利益排除の考え方は、今日説明されたすべての事業について適用されるでしょうか？また委託先の事業者にも適用されるでしょうか？	全ての事業について適用。プラットフォーム内の適用条件は採択者向け説明会でご説明いたします。
3類型	補助対象経費	先ほどの質問回答で、「完了報告は2月末まででなく、業務の委託が発生する場合、業務委託を2月末までとしないといけない。」とのことですが、運行業務委託やアプリ開発・運営委託についても2月27日までの契約とすべきでしょうか。	ご認識の通りです。なお、支払い完了および事務局への報告までを27日までに済ませる必要がありますので、こちらもご留意ください。
交通空白・共創	応募要件	地方自治体です。各事業について申請者は、事業者になり、補助金も事業者に支払われるということでしょうか。また、時間の都合上Aの事業者で申請し、その後プロポーザルによりBの事業者になるということもあるのでしょうか。	共創であれば申請したい事業者さんと一緒に組まないとはいませんが、プロポーザルによりB事業者さんに代わることには可能です。交通空白は運行主体である市町村やNPO法人が申請者になるため、申請者についてはその後の変更がない前提です。
交通空白・共創	地域公共交通計画	地域公共交通計画への位置づけについてですが、現在、地域公共交通網形成計画の期間満了（令和8年度末）後、交通計画を策定予定です。地域公共交通網形成計画でも公募することは可能でしょうか？	交通空白・共創どちらも問題ございません。
交通空白・共創	補助対象経費	市内全域において路線バスおよびコミュニティバスが運行されているが、エリア別にデマンド交通が可能かどうかの調査費用は補助対象とみてよいのか	交通空白・共創ともに対象となります。
交通空白・共創	補助対象経費	車両購入に関しては、「交通空白」緊急対策事業では定額補助500万の対象外（2/3補助は適用）となっていますが、「共創モデル」では500万の定額対象内になりますでしょうか。	共創に関しては対象となります。ただし人口10万人未満の自治体のみとなります。従前から開始されているサービスの継続ではないことが前提となりますので、共創モデルで提出したものを、そのまま交通空白で提出することはできません。
交通空白・共創	補助対象要件（新規性）	「交通空白」と「共創モデル」とで、補助対象事業者の書きぶりが若干違いますが、今年度「共創モデル」で認められたスキームで「交通空白」を応募するのは問題ないでしょうか。	従前から開始されているサービスの継続ではないことが前提となりますので、共創モデルで提出したものを、そのまま交通空白で提出することはできません。
交通空白	「交通空白」リスト関係	「交通空白」のリストは基礎自治体ごとの記載となっているのでしょうか。それとも、自治体の特定の地区まで普及があるのでしょうか。また、78条3号のライドシェアは複数の自治体にまたがる交通網ごとに認可を受けるものと理解していますが、本事業においてを採択を受ける場合、交通網全体が交通空白に該当している必要があるのでしょうか。	交通空白のリストは基礎自治体ごとに作成することとなり、具体的なエリアも記載する様式となっています。どのようなエリアにしているかは自治体へ確認してください。基本的には交通空白のエリアの一部該当していれば問題ございません。
交通空白	「交通空白」リスト関係	「交通空白」解消緊急対策事業において、「交通空白」の課題があるとの判断は自治体がするものとされていますが、地域の状況が大きく変わらぬ複数市町村をまたがるような地域で自治体によって「交通空白」の判断が分かれた場合、住民等への説明が困難となる場合が想定されます。そうした場合、相互の自治体間でも協議が必要と思われすが、国の方で、今後「交通空白」の統一基準（又はそれに準じるような考え方）を示される予定はございますか。	交通空白の定義に関しては、現在示している通りなので、基本的には自治体の判断となります。地域がまたがる場合は、その一部地域に交通空白のリストが掛かっている場合は運行可能なため、運輸局にご相談いただきながら運用形態を検討できればと存じます。
交通空白	「交通空白」リスト関係	交通空白について運輸局からの問い合わせに対し、既に「対象外」として回答していますが、「対象」に変更することは可能でしょうか。	具体的な事業をお知らせするか、やりとりをしている運輸局まで問い合わせください。
交通空白	「交通空白」リスト関係	「交通空白」解消の件です。時間的交小規模が発生している小規模地区が点在しております。そのような地区を抽出する調査事業は対象になりますか。対象になる場合、交通空白リストへの記載はどの程度必要でしょうか？	本事業は、「交通空白」の課題がある自治体判断リストに掲載されている地域における、「交通空白」の解消に向けた取組を支援するものであり、交通空白の有無の調査費用は補助対象外となります。
交通空白	応募要件	交通空白の方ですが、様式2-1の事業主体の欄で、緑ナンバーの事業者はその他に記入すればよろしいでしょうか。それとも緑ナンバーは対象外なのでしょうか。	交通事業者が申請主体となることも可能です。
交通空白	応募要件	交通空白解消緊急対策事業について質問です。申請主体は法定協議会（地域公共交通協議会）もなりえるのでしょうか。	可能です。
交通空白	応募要件	交通空白解消緊急対策事業に付いて質問です。地域の観光関係者や交通事業者、行政等で組織する協議会（法定協議会ではない）が事業主体となり、その事務局を行政が担い、補助を受けることは可能でしょうか。	協議会名で申請いただき、自治体が窓口となって申請いただくことは可能です。
交通空白	応募要件	交通空白解消を法定協議会名義で、共創モデル実証運行事業を市名義で申請することは可能でしょうか。（プラットフォームへの加盟は法定協議会名義で加入しています）	特段問題ございませんが、実施地域が他自治体まで跨ぐ場合はその自治体についてもプラットフォームに加入していただく必要がございます。また、同一の事業について、「交通空白」解消緊急対策事業及び「共創モデル実証運行事業」の両方で申請することはできません。ただし、どちらを活用するべきかについては運輸局にご相談下さい。
交通空白	応募要件	日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者に対して、市が補助金を支払う場合には、交通空白解消緊急対策事業の対象になりますか。	本補助を除いた部分について市からの補助を受けることは可能です。
交通空白	応募要件 「交通空白」リスト関係	「交通空白」解消緊急対策事業に運行主体となる交通事業者が応募する場合、行政からの推薦及び運行を計画している地域が交通空白のリストに上がっていれば、対象地域の行政の交通空白解消官民連携プラットフォームへの加入は不要という認識でよろしいでしょうか。	交通事業者が運行主体となる場合、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームへの加入は必須ではございません。
交通空白	応募要件 地域公共交通計画	「交通空白」解消緊急対策事業に関する質問です。補助対象事業に係る要件として、「新規性・改善性」「地域公共交通計画に位置づけ（予定含む）」「各自治体において「交通空白」と判断する地域・時間帯において実施するもの」の3要件が挙げられていますが、こちらはor/andどちらになるのでしょうか。また、地域公共交通計画への位置づけは、いつまでに必要でしょうか。（次回改訂で位置付ける予定、2年以内に改訂して位置づける必要あり等）	「and」です。地域公共交通計画への位置づけは、直近の改訂するタイミングで問題ございません。
交通空白	応募要件（新規性）	「交通空白」解消緊急対策事業につきまして、次年度以降も申請する場合、同一エリアで車両の増大・キャパシリティ増大の導入は拡充と認められるのでしょうか。	同一エリアでの車両の増大については認められません。地域の拡大や路線が増えるといったものに限ります。具体的な事業内容に応じて判断されることとなりますので、事務的に運輸局にご相談下さい。
交通空白	応募要件（新規性）	「交通空白」解消緊急対策事業に関する質問です。補助対象事業に係る要件として、「従前から開始されているサービスの継続ではないこと」とありますが、市内の他地域で運行している乗合タクシーを現在導入していないエリアに拡充する場合は対象になりますか。	対象となります。
交通空白	応募要件（新規性）	交通空白事業について、令和6年度に共創モデル実証運行事業を行っていた場合でも、令和7年度に交通空白事業に応募することは可能でしょうか。何か制限等はございますでしょうか。	応募は可能ですが、R6の共創モデル実証運行事業と同様、あるいは類似する運行内容では、実証事業に新規性がないため対象外となります。昨年度の実証運行をベースとする場合運行形態の変更やエリアの拡大・見直し等を実施する必要があります。
交通空白	応募要件（新規性）	朝夜等の時間帯の交通空白に関し、路線の変更のない増便も補助対象になりますでしょうか。	増便のみの場合は補助対象とはなりません。
交通空白	事業実施期間	「交通空白」解消緊急対策事業について質問です。乗合タクシー運行の検討を開始したばかりで、令和7年度中の運行が開始できるかまだ見込みが立っておりません。令和7年度中に運行開始に至らない場合、その検討に要した費用のみ補助対象とはなりませんでしょうか。	補助の対象となります。ただし翌年度に運行するといった申請を補助申請することはできないため、調査費だけの運行経費なのかはご判断いただければと存じます。

交通空白	事業実施期間	交通空白解消事業に関して質問です。実証運行に関して、現時点では、10月開始、1年間の期間で実施したいと考えています。したがって各委託事業者との契約についても補助対象期間を超える契約となることが見込まれます。この場合、本補助に申請する際、委託事業者との契約について補助対象期間とそれ以外の期間ごとに切り分ける必要があるという理解でよろしいでしょうか。	今年度であれば令和8年2月27日（金）までとなります。そこまでの補助対象経費として切り分ける必要がございます。
交通空白	事業実施期間	「交通空白」解消緊急対策事業について、車両購入費用が対象になるかと思いますが、納車が遅れて期間内に含まない場合、補助対象になるのでしょうか。	令和8年2月27日までに納車され、かつ事業完了実績報告書が提出された場合に、補助対象となります。
交通空白	事業実施期間	「交通空白」解消緊急対策事業についての質問となります。R7年度は実証運行に向けた調査や運行計画等の作成、R8年度に実証運行を考えております。R7年度、R8年度共に「交通空白」解消緊急対策事業の活用することは可能でしょうか？	年度過ぎの実証運行は対象外となります。
交通空白	事業実施期間	初年度、交通空白解消緊急対策事業で事業実施のためのデータ収集・説明会を行い、2か年目に共創モデル事業を活用して実証事業を行いたいのですが、補助対象外でしょうか。	例えば1年目に交通空白を活用し、2年目にサービス内容を変えずに共創モデルを活用する場合、基本的には不採択となります。ただし、次年度の補助金に関しては現時点で決まっていることはございません。
交通空白	事業実施期間	R7調査検討、R8実証運行となる場合、補助対象はどちらかということでもよろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。令和7年度中に調査検討、そのうえで令和8年度に実証運行をする場合は令和7年度部分のみ補助対象となります。仮に令和8年の来年度の補助金制度が設立された場合は、令和7年度補助金を受け取っていただければ、令和8年に実証運行部分を支援することは可能です。
交通空白	次年度PF	■交通空白について ・※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2 ①これらの「本補助」は具体的に何を指すのでしょうか。 ②共同モデル実証運行を昨年度取得して交通空白の見積もりが問題なく要件を満たしており、次年度以降に「交通空白」を再度取得する場合は該当するのでしょうか？ ・②地方自治体は（「交通空白」官民・連携プラットフォームに参加していることが条件にありますが、交通事業者の場合は必須ではない認識で正しいでしょうか？	①同年度内にもう一つの運行エリアを広げる場合は、変更申請をしていただいて2/3補助となります。2年目以降に新たな地域等の部分を拡大した場合には1/2となります。 ②ご認識の通りです。自治体に関してはプラットフォームへの加入が条件ですが、交通事業者の場合は必須ではございません。
交通空白	地域公共交通計画	地域公共交通計画の検討を行っています。2～3年後に策定見込みとなっております。現時点で計画への事業内容反映はできていないこともありますが、2～3年後の計画への内容反映となっても応募は可能でしょうか。	直近に見直しタイミングがあれば、その際に記載をお願いいたします。
交通空白	地域公共交通計画	交通空白緊急対策事業の公募要領では、「地域公共交通計画に位置づけられていること、又は、位置づける予定であること」と記されていますが、「位置づける予定」とは具体的にいつまでに、どのような状態で位置づける必要があるのか知りたくたいです。	直近の改訂時に位置づけをお願いします。
交通空白	地域公共交通計画	「公共交通空白」事業の要件について。社会福祉協議会の立場での質問になります。現状において「地域公共交通計画」がない。自治体が計画を立てる予定がない、もしくは現状において未定の場合には、事業対象とはならないか。	自治体へのご相談をお願いいたします。
交通空白	手続き関係	「交通空白」解消緊急対策事業について2か質問です。 ① 本事業を活用して委託を検討していますが、交付決定後の事業者着手が条件となっており、事業者決定は交付決定通知後というの理解ですが、プロボール等を実施する場合、委託事業実施の公告等（事業者募集）は交付決定前に着手することは可能でしょうか？事業者決定は交付決定後を予定ですか？ ② 地方自治体ですが、申請書類のうち誓約書（様式4）への市長サインは必要でしょうか。	①プロボール等を実施する場合、委託事業実施の公告等（事業者募集）を交付決定前に着手することは可能です。 ②様式4へのサインについて、市長以外でも責任を持っていただける方のサインであれば問題ございません。
交通空白	手続き関係	「交通空白」解消緊急対策事業についてです。交付申請書は、事業者選定前（プロボで選定予定）に提出してもよいのでしょうか。また、交付申請から決定までの期間はどの程度を想定していますか？	選定は問題ございませんが、発注契約は「交付決定通知後」となります。交付申請から決定までは事業者ごとに異なりますが、不備がない場合1週間～1週間強で「交付決定通知」が出るかと存じます。
交通空白	手続き関係	交通空白の様式2-2「補助が必要な項目」の部分で数量を記載することになっていますが、単位の設定は適宜変更よろしいでしょうか。	単位を記載しておりますが、記載しにくいものにつきましては変更頂いても問題ございません。
交通空白	手続き関係	【交通空白事業】 ①様式2-3の推薦団体について、※申請者が民間事業者のみと記載があるが、公共交通活性化協議会が申請主体となる場合、記載は必要ない認識で間違いませんか？ ②本事業において概算払いは可能か？	①必要ございません。 ②本事業の概算払いは現状お応えを差し控させていただきます。
交通空白	手続き関係	交通空白事業についてオンライン上で申請ですが、例えば申請後に何等か不備があった場合、訂正・修正に対する指示をいただけるのでしょうか？申請後の修正はできず、不備があれば不採択になってしまうのでしょうか？できれば本申請前一度チェックいただくような機会があると有難いですが、そのような対応はありませうでしょうか？	申請内容に不備があった場合、事務局から補正依頼をさせていただきます。補正が完了後に採択となります。
交通空白	手続き関係	交通空白事業について、補助金交付決定前に契約等を行っている事業は補助対象外とされていますが、交付申請時に委託事業者を決定しておく必要があるのでしょうか。	委託事業者の決定は必須ではありません。
交通空白	手続き関係	交通空白解消緊急対策事業について質問です。デマンド交通の車両購入やシステム導入を計画しておりますが、4月7日の公募締め切りまでに一部経費の見積書の提出が間に合わない場合、公募時の補助対象経費は概算で計上し、交付申請時に見積書の金額で申請を行う形でもよいでしょうか。（公募時の補助対象経費と交付申請額の差額が発生し、交付申請額が公募時の補助対象経費を下回る）	公募時の補助対象経費を概算で計上し、交付申請時に見積書の金額で申請を行うことは可能です。
交通空白	手続き関係	交通空白解消緊急対策事業について質問です。4月7日の公募締め切りまでに一部経費の見積書の提出が間に合わない場合、公募時の補助対象経費は概算（過去の類似契約実績）で計上し、交付申請時に見積書の金額で申請を行う形でもよいでしょうか。（公募時の補助対象経費と交付申請額の差額が発生し、交付申請額が公募時の補助対象経費を下回る見込み）	公募時の補助対象経費を概算で計上し、交付申請時に見積書の金額で申請を行うことは可能です。
交通空白	手続き関係 補助対象経費	【交通空白解消事業】 ①交付申請時に見積書の添付が必要との回答でしたが、事業者をプロボで決定する場合、交付申請後に事業者選定を行う流れになります。この場合、交付申請時に添付した見積書の事業者と実際に契約する事業者と異なる場合が見込まれますが、よいでしょうか。 ②実証運行は10月～3月まで見込んでいます。補助対象経費を2月分とすると、10～2月分の契約と3月分の契約と契約書を分ける必要があります。それとも、月単価が契約書上記載されていれば、契約書は一本でもよいでしょうか。 また、2月未までに事業完了が必須ですが、「事業完了」の定義は何でしょうか。例えば、委託事業の場合、履行確認が2月未までにでき、金額の確定ができていれば、支払いは3月にまいたでもよいでしょうか。 ③実証運行の車両について、自動車購入は「定義補助対象外」や、「適正な車両であると認められる場合」、「補助対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合」などと条件がありますが、車両リースの場合も同様の取り扱いになるのでしょうか。 ④経費の流用等については、制限はありますか？例えば20%以上の流用が変更交付申請が必要など。	①交付決定後に変更が生じた場合、変更申請を行っていただきます。 ②必ずしも契約を切り分ける必要はございませんが、そこまでの補助対象経費として切り分ける必要がございます。なお、2月27日（金）までに、事業内容や補助対象経費等を確定させ、事業完了実績報告書提出いただく必要がありますが、金額の確定ができていれば、支払いは3月でも構いません。 ③車両リースについては、定期補助の対象となります。ただし、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められるような車両への支出については補助対象外となる場合があります。 ④経費の流用については、変更申請が必要な場合があります。変更となる場合に事務局まで連絡願います。
交通空白	補助対象経費	交通空白解消緊急対策事業において ②サービス提供のために必要となる車両の導入・改造、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する経費 ③実証事業に要する経費 とありますが、運行管理に関する費用（運行管理者の人員費・運行管理システムの利用料等）は対象になりますか？	対象となります。 ③に要する経費として含まれます。
交通空白	補助対象経費	実証用に車両を購入ではなく、レンタルする場合であっても補助対象となる理解でよろしいでしょうか？ また、車両を購入し、そこに補助をいただいた後、実証期間終了後に当該車両が不要になった場合、その除却に要する費用は補助対象にならないという理解でよろしいでしょうか。	リース車両やレンタカーについても対象となります。除却に関する費用は対象になりません。また処分する場合は国土交通省ないし事務局へご相談をお願いします。 万一報告がない場合法律違反となる可能性がございます。
交通空白	補助対象経費	交通空白事業について、実証運行の運行を交通事業者へ委託した場合、その委託費は補助対象経費とされる認識でよろしいでしょうか。その際、運行委託費は利益排除の対象になりますでしょうか。	利益排除の考え方については採択者向け説明会で説明いたします。
交通空白	補助対象経費	令和7年度と令和8年度の双方で使用する車両を購入する場合も、購入費用は補助対象になりますか？	令和7年度と令和8年度の双方で使用する車両を購入の質問の意味が不明ですが、2か年度にかけて使用する車両を令和7年度に購入する場合は、補助対象となります。
交通空白	補助対象経費	交通空白のデータ分析を実施したいと考えておりますが、公募申請時に予算が確保できていないかでもよいでしょうか？採択していただけた場合、6月の補正予算での予算確保が確保できれば、その状態で公募申請してもよいでしょうか？	予算の拡大等を行う場合は、補助対象となります。 なお今年度は、2月27日（金）までに必要経費の支払、ならびに完了報告を提出する必要があります。そこまでの補助対象経費として切り分ける必要がございます。
交通空白	補助対象経費	交通空白事業について補助対象外経費に損害保険が含まれています。公共ライシェアの実証実験を行うにあたり、実施主体である自治体が損害保険に入り、ドライバーの保険を使わずに補償していくことを想定しています。この場合でも、損害保険は対象外という認識でよろしいでしょうか？	実施主体である自治体が入入する場合であっても、損害保険は補助対象外となります。
交通空白	補助対象経費	交通空白事業について、運行主体となる予定の事業者が新たに乗用車の許可を取得して、過疎地域の自家用車活用事業を行う場合、その取得費用や運行管理者取得費用も補助対象になりますか？	許可取得にかかる登録免許税については対象外となります。 新たな交通サービスを導入することにより、運行管理者が追加が必要となる場合においては、運行管理者資格取得費用も補助対象となり得ます。

交通空白	補助対象経費	交通空白解消事業で民間事業者が実施主体になり、2/3補助を受ける場合、残り1/3を自治体の財源で補助することは可能ですか	本事業による支払い後、残り1/3を自治体の財源で補助することは可能です。
交通空白	補助対象経費	交通空白事業について、4歳ぶらさがりでのデマンド導入を想定していますが、自治体が運行事業者に運行経費を「補助」する場合は補助対象、補助金を交付する場合は対象外との御説明でした。どのような違いがありますでしょうか。	運行経費やその他費用として取引先に支払う場合（建替払いも含む）は補助対象となりますが、国庫補助を自治体の会計に繰り入れ、そこから自治体の補助金として事業者等へ拠出することは、補助金の性質が変わることなどため、補助対象外となります。
交通空白	補助対象要件	（「交通空白」解消緊急対策事業について） 事業主体の項目に、「新たに導入する交通サービスの運行主体」とありますが、「新たに導入」の内容を教えてください。 例えば、過去に実証運行を行っており、検証・運行計画の見直し後、新たに運行を開始する場合も対象となるのでしょうか。	過去に実証運行を行っており、検証・運行計画の見直し後、新たに運行を開始する場合も対象となります。
交通空白	補助対象要件	交通空白解消緊急対策事業です。 運行主体がNPO（市からの委託はなし）の場合、市が申請主体となり、費用を負担し、当該補助金を受けるとは可能でしょうか。	自治体がNPOに対して補助金を出す場合は本補助の対象とはなりません。
交通空白	補助対象要件	交通空白解消緊急対策事業について、今後の公共交通のあり方を検討するため、交通空白地以外も含めた調査事業も対象になるのでしょうか。	調査実施地域の一部が交通空白リストに含まれていれば、対象となります。
交通空白	補助対象要件	交通空白事業について 公共ライドシェアの実証実験の申請を予定しています。 R7.4月の一か月間、先行して課題の洗い出しを目的とした公共ライドシェアの試験運行を実施予定です。 そこで得た知見をもとに、本補助金を活用して、R7.7月より、本格的な実証実験として、運行エリアの拡大のほか、全数の増加、乗務員の増加などを計画し、今年度まで実施したいと考えています。 （「交通空白」解消緊急対策事業について）	エリアの拡大等を行う場合は、補助対象となります。 なお今年度は、2月27日（金）までに必要経費の支払、ならびに完了報告を提出する必要があるため、そこまでの補助対象経費として切り分ける必要がございます。
交通空白	補助対象要件（新規性）	次年度以降についてです。 同一自治体内・別地域では1/2とのことですが、同地域で運行計画を見直しで運行する場合は補助の対象とはならない想定でしょうか。	同一自治体内の別地域で実施する場合は補助率1/2で補助することが可能ですが、運行計画の見直しの内容によって対象になる場合とならない場合がございます。
交通空白	補助対象要件（新規性）	「一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2」について、質問です。 別地域・事業ではなく、一貫性のある事業を2か年で申し込むような場合も、2年目は1/2になりますでしょうか。 例えば、1年目に調査+協議会の立ち上げ、2年目に実証運行を予定しております。	2年目は対象外となります。 1年目と2年目のどちらで申請するかはご検討ください。
交通空白	補助対象経費	交通空白地の事業につきまして、例えば車両購入400万、それ以外の対象経費200万だった場合、車両購入は定額補助外なので、3分の2補助、それ以外の200万は定額補助内という認識でよろしいでしょうか	ご認識の通りです。
共創	応募要件	プラットフォーム内に市が参加していても市の推薦が必要でしょうか？また申請時に必須でしょうか？	市が推薦されている場合は「推薦」は不要です。
共創	応募要件	地方公共団体が共創プラットフォームのメンバーの場合は推薦の権は不要でしょうか？	参画されている場合は「推薦」は不要です。
共創	応募要件	共創モデル実証運行事業について2点質問です。 ①地方公共団体からの推薦は、法定協議会がプラットフォームにいる場合でも必要でしょうか？ ②交通計画への位置づけはどのレベルまでの位置づけが必要でしょうか？路線レベルで良いのでしょうか、事業の詳細まで必要でしょうか？	①不要です。 ②交通計画への位置づけは自治体の計画によるので、事業の中心や路線を位置付けていただければ問題ございません。
共創	応募要件	共創モデル事業について、法定協議会での申請を考えています。例えば、交通空白地有償運送を委託する場合、委託先（一般社団法人等）も法定協議会に加入していなければならないでしょうか。	運行委託先につきましては、入っていないでも問題ございません。
共創	応募要件	官民連携プラットフォームへの参加が必須とのことですが、それは現時点で既に入っているという意味でしょうか？ 補助金申請のタイミングではないのでしょうか？	プラットフォームの加入要件は必須となります。事業採択時に加入しているか否か確認させていただきますので、それまでに加入をお願いいたします。
共創	応募要件	交通事業者にはシェアサイクル等の事業実施主体が含まれるとあるが、「シェアサイクル等の事業実施主体」とは、シェアサイクル業者に発注し事業を行う自治体も指すのか？	自治体とシェアサイクルでプラットフォームを組んで申請していただく、またそのシェアサイクルにベンダーさんが入っていただく必要があります。
共創	応募要件	自治体が事業主体として実施している既存の乗り合いタクシー運行事業において、利便性を向上させるため、乗降場所を追加するなどの変更をした上で、新たに予約システムを導入することを目的とした内容は、共創モデル実証運行事業の補助対象となりますか？	システム導入は対象となりますが、乗降場所を1、2個追加したのみである場合は新規運行と認められず運行経費が補助対象外となるのでご注意ください。
共創	応募要件	共創モデル実証運行事業の評価ポイントに、プラットフォーム参加者の一定の負担（経済的負担等）があり、全ての参加事業者が例えば金銭的負担が必要ではないという理解でよろしいでしょうか。 共創モデル実証運行事業について、応募の段階でも、採択後でも、コンソーシアムを構成する各組織の責任者の押し合しくは署名がある合意書や契約書までを別途作成することは不要という理解でよろしいでしょうか。（つまり、応募様式に組織名が書かれていればそれで問題無しという理解で良いでしょうか。）	ご認識の通りです。 負担の仕方は費用や人など様々のため、実質的に関わっていただきたいという趣旨です。
共創	応募要件	共創モデル実証運行事業について、共創プラットフォームで申し込むあたり、同プラットフォームの代表組織は自治体でないといけない、もしくはそれが好ましい、という理解でよいのか。	必ずしも自治体でなくても問題ございません。 ただし、自治体が入っていない場合は自治体の推薦が必要となります。
共創	応募要件	地域交通計画が未策定の自治体の場合、「直近の改定」がいづつになるか自選を立てづらひなのですが、その場合の計画内における位置づけとはどのような状態を指しますでしょうか。	地域公共交通計画にその事業が何らかの形で記載されるなどして位置づけられることが要件となりますが、未策定である場合は計画の策定と事業の位置づけについて自治体や法定協議会に対し提案をすることが必須となります。
共創	応募要件	共創モデルについてですが、プラットフォームは規約などにより会計管理者などを選定する必要はあるのでしょうか。 あくまでもプラットフォームを構成している旨を書面で提出するだけで良いという理解で良いでしょうか。	会計管理者の選定は特に必要ございません。応募様式には共創プラットフォームの構成員について記載をいただきますが、採択後の交付申請時に最終的な構成員を書面に報告いただくことを想定しています。
共創	応募要件	共創実証について これまでにやっていない自治体、やっていない事業内容の方が優先的に採択されるのでしょうか？	過去に実施した事業に対する要件は公募要領に記載の通りです。その他は事業実績において特に差をつけることなく、公募要領の審査基準に沿って審査いたします。
共創	応募要件 完了報告	共創モデル実証運行事業について ①手引P2「個々の主体が行う既存の交通サービス運行に係る費用は対象とはなりません」一既に運行中のバスを引、異分野の事業者と新たな事業を実施する場合は、補助対象になりますか？ ②説明会中、「1月に現地確認」という資料投影がありましたが、実証運行及び事業がそれまでに終了予定でも応募は可能ですか？	①既存路線に関しては対象外ですが、新規事業という具体的な事例がないと判断が難しいため、最寄りの運輸局へ事業の内容を含めご相談いただけますと幸いです。 ②現地確認は必要に応じて実施いたします。案件がどういふものがあり、どんな効果があるかを事業計画という観点でもヒアリングや現地視察をさせていただく場合がございます。なお、事業実施期間内であれば、実証運行の時期や期間に縛りはありません。
共創	応募要件 補助対象経費	原則として、令和5・6年度補助対象事業については、課題を明確にし、発展させて取り組む事業について対象となることですが、この要件で、令和5・6年度補助対象事業が令和7年度の事業として対象となった場合、例えば、すでに運行を実施している車両の運行経費も対象経費となるのか、あるいは、新たに導入した要素（例えば、追加でシステムを導入したハード・ソフトの費用）にのみ交付対象となるのか教えてください。	路線が基礎運行ではなく、運行形態の変更・エリア拡大等の場合は運行自体すべて対象となります。
共創	補助金支払い	共創モデル実証運行事業について、積算払いが原則とのことでしたが、概算払いはご対応いただけるのでしょうか。	概算払いに対応する考えは現状ございません。
共創	補助対象経費	共創モデルについて ①運行主体（タクシー業者）が実証用に新たに車両を購入するため、町から補助金を支出した場合、補助金は経費の対象となるのか？（町は実施主体） ②電話予約用にオペレーターを町で雇用するが人件費は経費の対象になるか	①補助金として自治体がタクシー会社へ渡したものは対象になりません。協議会や立替として支出をご検討ください。 ②対象になります。
共創	補助対象経費	中古車両も補助対象になりますでしょうか？	対象となります。
共創	補助対象経費	本事業で交通事業者がライドシェア用に白ナンバーの車両を購入して運行する場合、当該車両を将来的に緑ナンバーへ変更して運行することは可能ですか。できるとすれば、白ナンバーでの運行が必要な期間は何年間でしょうか。	実証事業は実施できるのであれば期間は問いませんが、車両を処分・移転等する場合は財産処分制限がかかります。
共創	補助対象経費	協議会の開催は本事業用に開催する必要があるでしょうか。交通会議等の定期的開催している法定協議会に含めて開催してもよいでしょうか。	含めていただいてもよろしいですが、補助対象としては、それ用に開いていただいたものが対象になるので、他の事業をその協議会で検討していることになると、その協議会の開催費用については対象外となります。
共創	補助対象経費	共創モデル事業について、マイクロバスを使った交通空白地有償運送を実施する場合、乗務員確保のための中型免許取得費用や、運行管理業務の委託に関する費用についても補助対象経費として認められますでしょうか。	交通空白地有償運送を実施するというのであれば、対象となります。
共創	補助対象経費	プラットフォームを立ち上げ、自治体もその一員になって共創モデル運行事業を実施する予定ですが、事務局（会計処理）は自治体で行うため、申請者を自治体単独とし（事業自体はプラットフォームで行います）、補助金を市の一般会計に投入したいと考えていますが、可能でしょうか。	プラットフォームを立ち上げる際に、自治体だけで立ち上げることはできないため、運行事業者も含めて申請の主体になっていただく必要があります。 また、会計処理に関して一般歳入にてもよいですが、一般歳入したものを委託事業者に補助金としてお支払いするといったことは対象外となります。
共創	補助対象経費	共創モデル実証運行事業についての質問です。 交通事業者が運行する路線バス 市が運行主体であるスクールバス これらを統合して、市が運行主体となりコミュニティバスとして運行する場合、補助対象となりますでしょうか。	補助対象とはなりません。
共創	補助対象経費	共創モデル事業及び交通空白地緊急対策事業について、車両を購入する場合、法定協議会は法人格を有していないので、法人格を有する団体（＝運行委託事業者）に車両を調達していただく必要があると考えます。説明会では事業者に補助金として交付することはできないとのことですが、業務委託の中に、車両の調達も使用も含め、その費用も含めたくて委託することは可能でしょうか。	共創プラットフォーム内の事業者であれば、直接調達でも委託としても補助対象となります。ただし、国庫補助を自治体や協議会の会計に繰り入れ、自治体や協議会の補助金として購入費を事業者に補助する場合は補助対象外となります。
人材	応募要件	モビリティ人材育成について自治体は単独では申請不可とのことでしたが自治体で2つ必要ということでしょうか？	2自治体以上にまたがるもの、あるいは全国複数箇所で行われるものが対象です。

人材	応募要件	モビリティ人材育成事業の「広域的に育成」について、 ①実施地域（セミナー等の開催地域）が広域（複数市町村）にまたがるものでないといけない ②実施対象者（参加者）や想定される効果が及ぶ範囲が広域に及ぶものであればよい どちらの解釈になりますでしょうか？	①となります。
人材	応募要件	「モビリティ人材育成事業」について、複数自治体や県内の人を巻き込み人材育成する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	複数自治体で実施する場合において、対象となる人が県外か県内かというところは問うておりません。
人材	応募要件	モビリティ人材育成事業の「広域連携」の連携度合いはどの程度までを求めていますでしょうか。	開催主体が連携していただくことや、県を巻き込んで県内の複数自治体において開催する等を想定しています。
人材	応募要件	人材育成について質問です。事業主体の要件に「複数が連携して広域に行うもの」とありますが、実施エリアが複数地域であれば問題ないでしょうか。それとも申請時点でプラットフォームのような形で複数の主体が入っている必要があるでしょうか。	実施エリアが複数の地域であれば問題ございません。
人材	応募要件	人材育成事業についてですが、単独自治体申請であっても、近隣自治体の職員や交通事業者等を巻き込んだ形であれば認められますでしょうか？	開催地が複数にわたっている場合や近隣の自治体と連携していることが要件です。
人材	応募要件	モビリティ人材育成について、島の地域特性上や、地域特性を踏まえて複数自治体での申し込みが困難な場合など、個別配慮いただくことは可能でしょうか？	離島地域での実施において、他の自治体との連携が困難である場合（島内に単一自治体のみしかない等）においては、その旨を応募様式に明確に記載することとし、また可能な限り事業が広域（都道府県本土・他の離島等）にわたり有効なものとなるようにすることで、審査対象とします。
人材	応募要件	モビリティ人材育成事業において、オンラインを活用した研修を実施し複数の自治体から参加がある場合は、「複数自治体」での実施という解釈をいただけますでしょうか？	複数自治体との連携が必須となりますので、人材育成事業の参加者が複数の自治体からであったとしても対象外となります。
人材	応募要件	人材育成事業について、地域交通協議会が主体での申請を想定しておりますが、複数自治体のPF加入あるいは推薦があれば対象となりますでしょうか？	地域交通協議会のメンバーに連携する複数市町村があるのであれば、協議会のみでの入会で問題ございません。一方で、協議会に含む市町村外に拡大して実施予定であれば、他自治体からのPFの加入が必要となります。
人材	応募要件	モビリティ人材育成事業について2点質問です。 ①広域連携について ・セミナーやワークショップを1つの地域で開催し、参加者に近隣自治体や県が入っているだけでは、対象にならないということでしょうか。 ・扱いたい課題のテーマが1自治体に偏るものである場合も、他地域で開催しなければいけないのでしょうか。 ②意欲的な取組みについて ・「受講者から受講料を徴収する等、育成対象者の意欲的な取り組みを促す事業であること」という点が評価ポイントとなっていますが、受講料を徴収する以外でも、意欲的な取組みを促す工夫があれば、意欲的とみなされるのでしょうか。その場合どのような工夫を想定されていますでしょうか。	①ご認識の通りです。 ②ご認識の通りです。受講料の徴収以外にも、資格認定・受講者の関係業務へのアサイン等、ただ補助金を原資に受講者に無償で事業を実施するのではなく、受講者が能動的に参画する工夫がされているかを審査いたします。
人材	補助対象経費	人材・育成に関して、人流データ等の分析を行える人材を育成するプログラムを検討しています。 この育成にあたって必要なデータの購入等も補助対象経費に含まれるでしょうか。 また、広域であることが要件ですが、複数の都市間に路線を持つ交通事業者が参画していれば要件は満たせるのでしょうか。	人流データなどの購入は対象となります。 また複数都市間の路線をもつ交通事業者が参画していても対象となりません。複数自治体との連携が必須となります。